

令和 7 年第 4 回嘉島町議会定例会

提 案 理 由 說 明 書

- 議案第 52 号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて
「専決第 8 号 令和 7 年度嘉島町一般会計補正予算（第 5 号）」は、
地方自治法第 179 条第 1 項の規定により令和 7 年 10 月 15 日に
専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を
求めるものであります。
- 議案第 53 号 嘉島町いじめ問題再調査委員会条例の制定について
いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項の規定に基づき、附属機関として
嘉島町いじめ問題再調査委員会を設置するに当たり、本条例を制定する
必要があるので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の
議決を求めるものであります。
- 議案第 54 号 嘉島町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の
制定について

○ 議案第 55 号 嘉島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上 2 件の議案につきましては、複雑・高度化する行政課題や、緊急の課題に対応していくため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づく制度を導入するに当たり、本条例を制定する必要があるので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

○ 議案第 56 号 嘉島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

特別職が新たに追加されたことに伴い、本条例を制定する必要があるので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

- 議案第 57 号 嘉島町職員等の旅費に関する条例の全部改正について
国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、本条例の全部を改正する必要があるので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

- 議案第 58 号 嘉島町名譽町民荒木泰臣氏顕彰記念像等維持管理条例の制定について
令和 7 年 10 月 20 日付で寄附がありました荒木泰臣氏顕彰記念像等の維持管理のため、本条例を制定する必要があるので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

- 議案第 59 号 嘉島町いじめ問題調査委員会条例の制定について
いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項の規定に基づき、嘉島町教育

委員会に嘉島町いじめ問題調査委員会を設置するに当たり、本条例を制定する必要があるので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

- 議案第 60 号 嘉島町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 61 号 嘉島町民会館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 62 号 嘉島町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 63 号 嘉島町営運動場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 64 号 嘉島町スポーツ交流広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 65 号 嘉島町総合運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上 6 件の議案につきましては、物価高騰の影響を鑑み、受益者負担の適正化を踏まえた施設使用料の改定のため本条例を制定する必要があるので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

- 議案第 66 号 嘉島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、本条例を制定する必要があるので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

- 議案第 67 号 嘉島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例を制定する必要があるので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

- 議案第 68 号 嘉島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準が令和 7 年 4 月 1 日に施行され、本町においても令和 8 年度から乳児等通園支援事業を実施するに当たり、本条例を制定する必要があるので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

- 議案第 69 号 嘉島町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について

災害その他非常の場合における給水装置工事の円滑な実施を図るため、所要の改正を行う必要があるので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

- 議案第 70 号 嘉島町町道の路線認定について

町道路線を認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

- 議案第 71 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を経る

必要があるので提案するものであります。

○ 議案第 72 号 令和 7 年度嘉島町一般会計補正予算（第 6 号）について

令和 7 年度嘉島町一般会計補正予算（第 6 号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,628 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 90 億 4,612 万 7 千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 嶽入歳出予算補正」のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○ 議案第 73 号 令和 7 年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

令和 7 年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,624 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 6,103 万 7 千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 嶸入歳出予算補正」のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○ 議案第 74 号 令和 7 年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

令和 7 年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 76 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 9,198 万 2 千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○ 議案第 75 号 令和 7 年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

令和 7 年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 万円を減額し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 8,839 万 5 千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 岁入歳出予算補正」のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○ 議案第 76 号 令和 7 年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）について

令和 7 年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）は、収益的収支予算のうち、収入において、第 1 款 水道事業収益、第 1 項 営業収益を 44 万円増額し、総額を 6,678 万 1 千円、支出において、第 1 款 水道事業費用、第 1 項 営業費用を 41 万円、増額し、総額を 6,675 万 1 千円としました。

議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費を35万1千円増額して、1,613万3千円としました。

なお、収益的収支予算の補正金額の詳細につきましては、「令和7年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算実施計画明細書」をご参照ください。

○ 議案第77号 令和7年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第2号）について

令和7年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的収支予算のうち、収入において、第1款 下水道事業収益、第2項 営業外収益を57万円増額し、総額を4億7,323万8千円としました。

支出においては、第1款 下水道事業費用、第1項 営業費用を613万2千円増額し、総額を4億4,429万3千円としました。

資本的収支予算のうち、収入においては、第1款 資本的収入、第2項 企業債を430万円、第4項 国庫補助金

366万1千円、それぞれ減額し、総額を3億5,137万9千円としました。

支出においては、第1款 資本的支出、第1項 建設改良費を732万2千円減額し、総額を5億2,896万円としました。

議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費を4万3千円増額し、1,695万1千円としました。

なお、収益的収支予算及び資本的収支予算の補正金額の詳細につきましては、「令和7年度嘉島町下水道事業会計補正予算実施計画明細書」をご参照ください。

以上で提案理由の説明を終わります。